

国勢調査の意義・役割

1 国勢調査の意義

国勢調査は、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とするものです。

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」として実施されます。

なお、国勢調査は大正9年（1920年）の開始以来5年ごと（終戦直後の昭和20年を除く。）に行われており、平成22年国勢調査はその19回目に当たります。

（参考） 国勢調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第5条第1項に規定する国勢統計

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

（国勢統計）

第5条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

2 国勢調査の基本的な役割

(1) 公正な行政運営の基礎を成す情報基盤

国勢調査による地域別の人口や産業別就業者数などの統計は、客観的なデータに基づく公正な行政を行うために、衆議院小選挙区の画定、都道府県・市町村議会の議員の定数、地方交付税の交付額の算定など、多くの法令に利用が規定されています。また、国勢調査から得られる人及び世帯に関する様々な属性別や地

域別の統計は、国や地方公共団体における各種行政施策の策定・推進はもとより、その評価に広く活用されています。

このように、国勢調査は、我が国の行政運営の基礎を成す情報基盤としての役割を果たしています。

(2) 国民や企業の活動を支える情報基盤

国勢調査から得られる様々な統計は、公的部門だけではなく、国民が国や地域社会の実態を知るためや、民間企業や各種団体が需要予測、店舗の立地計画などの経営管理を行うためなどに幅広く活用されています。また、大学や研究所等の学術・研究機関においては、人口学・経済学・社会学など社会経済の実態や動向に関する実証的な研究に広く利用され、それに基づいて将来見通しの策定や政策提言などが行われています。

このように、国勢調査は、国民、企業、団体等が我が国の現状を正しく理解し、将来の姿を見通していくために必要とされる最も基本的な統計情報を提供するもので、社会経済の発展を支える情報基盤としての役割を果たしています。

(3) 公的統計の作成・推計の基礎としての役割

国勢調査から得られる統計は、それ自体が利用価値の高いものであるだけでなく、同時に他の様々な統計を作成する上で欠くことのできない情報基盤として活用されています。例えば、全国及び地域別の最新の人口や将来人口を推計する上では、国勢調査による人口が基礎データとして用いられています。また、労働力調査、国民生活基礎調査などの人・世帯に関する標本調査は、信頼性の高い結果が得られるよう、国勢調査の統計データを用いて標本設計が行われています。さらに、国民経済計算などの加工統計でも、国勢調査による人口を基準人口として用いて推計を行っています。

このように、国勢調査から得られる統計は、公的統計の作成・推計の基礎データとしての役割を果たしています。